

老齢厚生年金の在職停止について ～給与所得による年金の制限～

老齢厚生年金の受給権を有している方が、市町村役場や民間企業などに再就職し、厚生年金保険の被保険者等になったときは、年金の一部または全部が停止されます。

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）については、公務員在職中である場合は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。

●年金の支給停止計算の対象者について

以下の場合が対象者となります。

ア. 厚生年金保険（公務員、私立学校教職員を含む）に加入した場合。

（※ 厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含む。）

イ. 国会議員・地方議会議員となった場合



●老齢厚生年金の支給停止額の計算について

65歳未満の方と65歳以上の方で停止額の計算方法が異なります。

①年金（基本月額）

老齢厚生年金※1 の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1 / 12

※注1…複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。

②賃金（総報酬月額相当額）

標準報酬月額相当額※2 と過去1年間の賞与の総額の1 / 12の合算

※注2…厚生年金保険法の規定による標準報酬月額

65歳未満の場合

①年金 + ②賃金 > 28万円

（基本月額）

（総報酬月額相当額）

※①+②が28万以下の場合、支給停止額は0円となります。

①年金が 28万円 以下の場合	②賃金が47万円以下のとき	②賃金が47万円を超えるとき
	$\frac{①+②-28万円}{2} \times 12月$	$\left\{ \frac{(47万円+①-28万円)}{2} + (②-47万円) \right\} \times 12月$
①年金が 28万円を 超える場合	②賃金が47万円以下のとき	②賃金が47万円を超えるとき
	$\frac{②}{2} \times 12月$	$\left\{ \frac{(47万円)}{2} + (②-47万円) \right\} \times 12月$

65歳以上の場合

①年金 + ②賃金 > 47万円

（基本月額）

（総報酬月額相当額）

※①+②が47万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

①年金 + ②賃金が47万円を超えるとき
 $\frac{(①+②-47万円)}{2} \times 12月$

⚠ 公務員以外の加入期間に基づく複数の老齢厚生年金を有する場合で、上記計算式により計算した結果、支給停止額がある場合は、当該支給停止額をそれぞれの年金額で按分して算出した額に基づき、それぞれの年金から停止することとなります。

●老齢厚生年金が在職停止となる場合の計算例



年金太郎さん(昭和31年10月16日生まれ)

平成29年3月31日定年退職 平成29年4月1日再就職(厚生年金加入)

平成30年10月15日 老齢厚生年金受給権発生(62歳到達)

老齢厚生年金額 (平成30年11月時点)	120万円	標準報酬月額 (平成30年11月時点)	28万円
		標準賞与額(再就職後)	
退職共済年金額 (経過的職域加算額) (平成30年11月時点)	10万円	平成29年12月	72万円
		平成30年6月	48万円
		平成30年12月	24万円

老齢厚生年金の受給権が発生した日または厚生年金保険の被保険者等になった日の属する月の翌月から支給停止の対象となります。

平成30年11月の在職停止計算

①年金(基本月額)

$$120万円 \div 12 = 10万円$$

②賃金(総報酬月額相当額)

$$28万円^{※1} + (120万円^{※2} \div 12) = 38万円$$

※1 標準報酬月額(平成30年11月時点)

※2 過去1年分(平成29年12月～平成30年11月)の標準賞与額の総額(72万円+48万円)

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$\frac{(10万円 + 38万円 - 28万円)}{2} \times 12 = 120万円$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金は、全額支給停止となりますが、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給されますので、10万円(月額約8千円)が受給できる額となります。



平成30年12月からの在職停止計算

①年金(基本月額)

$$120万円 \div 12 = 10万円$$

②賃金(総報酬月額相当額)

$$28万円^{※1} + (72万円^{※2} \div 12) = 34万円$$

※1 標準報酬月額(平成30年12月時点)

※2 過去1年分(平成30年1月～平成30年12月)の期末手当等の総額(48万円+24万円)

この数値を支給停止額(年額)の計算式に当てはめると、

$$\frac{(10万円 + 34万円 - 28万円)}{2} \times 12 = 96万円$$

この結果、年金太郎さんの老齢厚生年金(年額)は、120万円のうち96万円が支給停止となるため、24万円(月額2万円)が受給できる額となります。

また、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給されますので、年額合計34万円(24万円+10万円)が受給できる額となります。

65歳未満の方で、年金(基本月額)が28万円以下、賃金(総報酬月額相当額)が47万円以下の場合を一例として、在職停止額計算シートを掲載しましたので参考にしてください。

老齢厚生年金 在職停止額 計算シート

[年金(基本月額)が28万円以下、賃金(総報酬月額相当額)が47万円以下の場合]

年金(基本月額)		$a \div 12 =$ _____	円…①
老齢厚生年金額の年額 (加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く)			円… a
賃金(総報酬月額相当額)		$c + (b \times 1 / 12) =$ _____	円…②
過去1年間の賞与の総額	(6月)		円
	(12月)		円
	小計		円… b
再就職した勤務先での標準報酬月額			円… c

$$\frac{\text{①} + \text{②} - 28\text{万円}}{2} \times 12 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円 老齢厚生年金 在職停止額(年額)}$$